

本文は、全国公益法人協会発行の「月刊公益法人 2010 年 6 月号」に掲載された記事の元原稿です。校正等により実際に掲載された記事とは異なる場合がございます。また、執筆時点の情報で記載していますので、現状と異なる場合がございます。予めご了承下さい。

## 入門公益法人 [3] 公益法人税務の基礎知識

税理士 山下雄次

### はじめに

法人の事業活動を行うことにより納付する税金には様々な種類があるが、法人自ら申告をする申告納税方式を採用している税目のうちに、金額が多額になり税負担が重くなりやすいものとして法人税と消費税が挙げられる。法人税や消費税などの税金は法人税法又は消費税法などの法律に基づいて計算することになるのだが、これらの法律は株式会社などの営利法人を基本ベースとして作られていることから特例民法法人、一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人などのいわゆる非営利法人に適用する際には特例的な取扱いがなされることが多い。そのため株式会社などの税務申告の経験がある方が特例民法法人などの非営利法人における税務申告業務に携わるとプラスアルファの知識が求められることに気付くことになる。つまり、特例民法法人などに適用される税額計算構造は、株式会社などの営利法人に適用される仕組みの上に、更に特例的な措置が施されているのである。

しかし、各法人の実務担当者がすべての規定を理解する必要があるのではなく、それぞれの法人で適用される規定の基本的な理解が求められるだろう。そこで本稿では、特例民法法人、一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人における消費税及び法人税の仕組みを理解する足掛かりとなるべく基本的な項目を中心に解説していく。

### 1. 各法人形態での課税関係

特例民法法人は公益法人制度改革の流れの中で、平成 25 年 11 月 30 日までに一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人への移行が必要となる。一般法人への移行認可とするのか、公益法人への移行認定とするかは各法人の判断に委ねられているのだが、今後の法人格を決める重大な決断をする際の判断材料のひとつとして税務上の取扱いが挙げられている。これは法人格の違いで税負担に大きな差異が生じるためである。

登記のみで設立が可能となる一般社団・財団法人に比し、公益性が担保されている公益社団・財団法人の方が税負担を少なくする措置が施されている。法人税の取扱いでインパクトが大きいものとしては「みなし寄附金」の適用可否が挙げられる。公益目的事業が法人税法上の収益事業から外れて課税対象から除外されたことは、公益目的事業自体が収支相償要件を満たしていることからすると課税所得への影響は少ないとも考えられる。また、高額な基本財産や特定資産を保有する法人にとっては、利子配当等に係る源泉所得税が課税されるか否かも大きな影響を受けることになる。なお、消費税については各法人格での相違点がないので移行申請のシミュレーションに影響を与えることはないが、特定収入

がある場合の調整計算が必要となることから公益法人特有の処理が求められている。

【各法人格での課税関係】

区 分	特例民法法人	公益社団・財団法人	一般社団・財団法人	
			非営利型法人等 (*3)	普通法人
法人税上の区分	公益法人等	公益法人等	公益法人等	普通法人
法人税課税形態	収益事業課税	収益事業課税	収益事業課税	全所得課税
課税所得の範囲	収益事業から生じた所得のみ課税	収益事業から生じた所得のみ課税（公益目的事業を除く）	収益事業から生じた所得のみ課税	すべての所得について課税
適用税率	22% （所得の金額のうち年800万円以下の部分については、18%）	30% （所得の金額のうち年800万円以下の部分については、18%）	同 左	同 左
みなし寄附金 (*1)	適用あり	適用あり	適用なし	適用なし
消費税	特定収入に係る控除制限あり	特定収入に係る控除制限あり	特定収入に係る控除制限あり	特定収入に係る控除制限あり
利子等に係る源泉所得税 (*2)	非課税	非課税	課 税	課 税

特定民法法人、公益社団・財団法人	一般社団・財団法人
源泉徴収なし	源泉徴収あり
<b>現金預金 100</b> / 特定資産運用益 100	<b>現金預金 80</b> / 特定資産運用益 100 租税公課 20
源泉徴収が行われないので全額入金される。	源泉徴収後の金額が入金となる。

\*1 みなし寄附金

収益事業に属する資産のうち非収益事業のために支出する金額を、その収益事業に係る

寄附金の額とみなして、その一部の金額（限度額）を法人税計算上の損金とする規定であり、公益法人課税における優遇規定の代表格と位置付けられている。

### \*2 利子等に係る源泉所得税

利子や配当については、その支払をする者が支払の都度、一定の金額を源泉徴収して納税する制度となっているが、特定民法法人又は公益社団・財団法人への支払については源泉徴収されない。

### \*3 非営利型法人等

法人税法上は一般社団・財団法人を「非営利性が徹底された法人」、「共益的活動を目的とする法人」又は「これらに該当しない法人」に区分して課税関係を分けている。税法上の公益法人等に該当する「非営利性が徹底された法人」又は「共益的活動を目的とする法人」に該当するのか、普通法人と分類される「これらに該当しない法人」に該当するのかは税負担をシュミレーションする際に非常に重要なポイントとなるので注意したい。また、この非営利型法人等の取扱いは法人税法で規定されていることから課税当局の税務調査で要件不備と認定されるとこれまでの公益法人等としての取扱いが覆される可能性があるため細心の注意を払う必要がある。

#### 【非営利型法人等の要件】

区 分	要 件
非営利性が徹底された法人	次に掲げる要件のすべてに該当する一般社団・財団法人とする。 ① 定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること。 ② 定款に解散したときはその残余財産が国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属する旨の定めがあること。 (イ) 公益社団法人又は公益財団法人 (ロ) 認定法 5 十七イ～トまでに掲げる法人 ③ 定款の定め反する行為（特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。 ④ 理事及びその配偶者又は 3 親等以内の親族その他の理事と特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、3 分の 1 以下であること。
共益的活動を目的とする法人	次に掲げる要件のすべてに該当する一般社団・財団法人とする。 ① 会員の相互の支援、交流、連絡その他の会員に共通する利益を図る活動を行うことをその主たる目的としていること。 ② 定款に、その会員が会費として負担すべき金銭の額の定め又はその金銭の額を社員総会若しくは評議員会の決議により定める旨の定めがある

	<p>こと。</p> <p>③ 主たる事業として収益事業を行っていないこと。</p> <p>④ 定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと。</p> <p>⑤ 定款に解散したときは、その剰余財産が特定の個人又は団体に帰属する旨の定めがないこと。ただし、次に掲げる法人へ帰属することは認める。</p> <p>(イ) 国若しくは地方公共団体</p> <p>(ロ) 公益社団法人又は公益財団法人</p> <p>(ハ) 認定法 5 十七イ～トまでに掲げる法人</p> <p>(ニ) 類似の目的を有する他の一般社団法人若しくは一般財団法人</p> <p>⑥ 特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法により特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。</p> <p>⑦ 理事及びその配偶者又は 3 親等以内の親族その他の理事と特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、3 分の 1 以下であること。</p>
--	---

## 2. 消費税の取扱い

### (1) 納税義務の判定

消費税は後述する法人税とは異なり、特掲された収益事業を行っているのか、課税所得（利益）があるのかなどに影響を受けないことから、法人税の申告は行っていないが、消費税の申告は行っているという法人を多く見かける。消費税は2事業年度前の課税売上（消費税が課税されている売上）が1千万円超である場合に納税義務が生じることから事業運営が小規模であっても納税義務があるケースが多いただろう。しかし、消費税が課税されない補助金又は会費による収入で運営費の大部分が賄われて、課税売上が1千万円に満たないのであれば消費税の納税義務が生じないことになる。注意すべきポイントは、基準となる課税売上の判定を2事業年度前で行うということである。株式会社などの営利法人であれば、損益計算書の売上高と雑収入の合計額で簡単な判定が可能であるが、会費収入又は補助金収入が多く計上されている特例民法法人などでは収益計上されている金額の精査を行わないと間違った判断をしてしまう可能性が高い。

消費税は法人税と同様に自らの判断に基づき申告納税する申告納税方式を採用している租税であることから、納税者である法人が納税義務の判断を誤ってしまうと無申告となり、無申告加算税や延滞税という罰則的な税金を納めることになりかねない。では、課税庁サイドでは消費税の納税義務があるか否かをどのように判定しているかと言うと、法人税申告書の添付書類である法人事業概況書の課税売上の金額を判断材料のひとつとしているようである。課税庁サイドで納税義務があると判断した場合において、納税者

である法人から消費税課税事業者届出書（納税義務がある旨の届出書）の提出がないと税務署から問い合わせがくるという仕組みになっている。言い換えると、法人税の申告義務もなく、収支計算書等の提出義務も課されていない法人にとっては自己判断にすべて委ねられているといえよう。

## （２）課税方法の選択

法人が納付する消費税額の計算方法には、本則課税方式と簡易課税方式の２種類の方法がある。本則課税方式とは、売上金額に含まれる消費税相当額（仮受消費税）から、経費や固定資産の購入などに係る支払金額に含まれる消費税相当額（仮払消費税）を控除した金額を納税する方法である。これに対し、簡易課税方式とは、売上金額に含まれる消費税相当額から控除すべき支払金額に含まれる消費税相当額を実際に支払った金額をベースとするのではなく、売上金額に含まれる消費税相当額に一定の率を乗じて簡易的に計算する方法である。この簡易課税方式による計算は、２事業年度前の課税売上が５千万円以下である中小規模の事業者のみが適用可能な規定であり、本則課税方式より納税額が軽減できる場合に選択して適用することが多い。そのため、本来であれば納税すべき金額の一部の納税が免除されるとして問題視されている。

	計算過程	
本則課税方式	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           売上金額に係る消費税相当額  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">実額計算</span> </div>	<div style="display: inline-block; vertical-align: middle;">           - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             仕入に係る消費税相当額  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">実額計算</span> </div> </div>
簡易課税方式 (中小規模のみ)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           売上金額に係る消費税            相当額 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">実額計算</span> </div>	<div style="display: inline-block; vertical-align: middle;">           - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             売上金額に係る消              費税相当額 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">概算計算</span> </div>           × <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             一定の割合           </div> </div>

## （３）公益法人等に対する特例計算（特定収入に係る控除税額の制限）

### ① 制度の趣旨

特例民法法人をはじめとする公益法人等は、補助金、会費などの消費税が課税されない収入（以下、特定収入という）が法人運営の資金源となっていることが多く、課税仕入れの財源にもなっている。そこで、特定収入による資金を用いて課税仕入れを行った場合に消費税の計算上の控除を行ってしまうと控除ばかりが多くなり、納付税額が減少することになってしまう。それでは特定収入を得ることが困難である営利法人と比較して著しく有利な規定となることから、一定割合の特定収入を得ている法人については、特定収入による課税仕入れに係る消費税の控除につき、一定の制限が設けている。この

特定収入に係る控除税額の制限は、公益法人等に係る消費税計算の中心的な規定であるが、上述した中小規模の事業者には認められていない簡易課税方式を選択している法人については適用されない。簡易課税方式が計算を簡易にすることを目的として、控除すべき消費税相当額を概算計算していることから、計算構造が難解である特定収入に係る控除税額の制限を適用しない。負担税額に大差がなければ実務担当者の手間を考えると簡易課税方式を選択することの意義も高まると言える。

【仮に特定収入に対応する課税仕入が控除可能とした場合】

課税売上 10,500 円	控除可能 10,500 円	課 税 仕 入
特定収入 8,400 円	控除可能 8,400 円	

\* 課税売上 10,500 円に対して課税仕入が 18,900 円なので差額の 8,400 円の消費税相当額である 400 円が還付となる。

【特定収入に対応する課税仕入が控除可能とした場合】

課税売上 10,500 円	控除可能 10,500 円	課 税 仕 入
特定収入 8,400 円	控除不可 8,400 円	

\* 特定収入に対応する課税仕入が控除不可になっているので還付が生じない。

② 特定収入に係る控除制限の適用法人の判定

補助金等の特定収入を受領するすべての公益法人等が、特定収入に係る控除税額の制限を受けるのではなく、下記の算式により求められる特定収入割合が 5% 超である場合に控除制限の適用対象となる。この判定はその法人の全収入のうち、特定収入に該当するものが 5% 超あるか否かを判定しており、会費収入で運営を賄っている社団法人、国又は地方公共団体から補助金の交付を受けて事業を行っている法人の多くは特定収入割合が 5% を超えている。そのため、この特定収入に係る控除税額の制限規定は、消費税法上はイレギュラーな規定であるが公益法人等における実務では通常の申告業務の一環となっている。

【特定収入割合の算式】

$$\boxed{\text{特定収入割合}} = \frac{\text{特定収入の合計額}}{\text{資産の譲渡等の対価の額の合計額} + \text{特定収入の合計額}}$$

③ 特定収入に係る控除制限の計算

消費税の計算方法は、上述したように本則課税方式と簡易課税方式に分かれ、本則

課税方式は、課税売上割合（概略としては課税売上高と非課税売上高の合計額のうち、課税売上高の占める割合をいう）が95%以上の場合と95%未満の場合では計算が異なる。その課税売上割合が95%未満の場合にも個別対応方式と一括比例配分方式のいずれか一方を選択して適用するため、特定収入に係る控除税額の制限を調整する前段階で複数の計算方法が用意されている。さらに、特定収入においても用途が特定されている補助金などと、用途が定められていない会費などでも違う取扱いになることから、本稿では個々の計算方法についての詳細な解説は割愛させていただき、制度を理解することに重点を置き計算過程がシンプルな課税売上割合が95%以上であり、用途が特定された特定収入があるケースにおける計算構造の紹介に留めさせていただく。

#### 算式

$$\boxed{\text{売上に係る消費税}} - \left( \boxed{\text{仕入に係る消費税}} - \boxed{\text{特定収入に係る消費税（*）}} \right)$$

\* 法人全体の仕入に係る消費税のから、特定収入に係る消費税を控除することによって、特定収入による影響を排除している。

### 3. 法人税の取扱い

#### （1）収益事業課税における申告義務

「内国法人は、法人税法の規定により、法人税を納める義務がある。ただし、公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合に限り」と法人税法に規定されていることから明らかなように、収益事業を行っていれば、その収益事業に係る所得についての納税義務が生じるため、法人税の申告義務がある。つまり、「収益事業を行っている」場合には申告義務があるのであって、「所得（利益）がある」が申告する要件ではないことに注意したい。法人税の申告をしていない公益法人等の事業内容を確認すると税務上の収益事業が混在していて、申告義務があることが明らかになるケースがある。また、収益事業が赤字であることをもって、申告義務がないと誤認して申告を行っていないケースも見受けられる。なお、収益事業を行っていない法人であっても、その事業年度における収入金額が8千万円超であるときには、その事業年度の損益計算書又は収支計算書をその事業年度終了の日の翌日から4月以内に税務署に提出しなければならない。

#### （2）法人税法上の収益事業

法人税法上の収益事業は、法人税法施行令に定められている下記の34事業である。この規定は営利法人と競合した場合に税制上の優遇措置が公益法人等に有利に、営利法人に不利に働いてしまうのを排除することを目的としている。このことから、営利法人と競合になり得る事業が選定されていると言える。この収益事業課税は、業種の選定に問題があるという指摘はあるものの、軽微な改正を繰り返して現在の制度ができあがっている。実務上の運営としては、特定の事業に該当するか否かが容易に分かれれば問題がないが、最近

の商取引は従前からの業種区分に当てはめて判定することが困難なケースが多く、法人税法上の収益事業に該当するかの判定も容易ではなくなっている。また、行政指導監督上の「公益を目的とする本来の事業」であるかは問わず、課税の公平性を維持する観点から課税する事業を定めたものであるため、「公益を目的とする本来の事業」であっても、法人税法上の収益事業に該当せず、その事業から生ずる所得については法人税が課されることになる。しかし、公益社団・財団法人における公益目的事業に該当すれば収益事業の34事業に該当したとしても法人税法の収益事業には該当しないことになり、申告対象から除外することになる。公益目的事業しか行わない公益社団・財団法人においては法人税の申告義務がなくなることになるので、移行申請書の作成にあたって、できるだけ公益目的事業に包括できるように事業の括りを工夫しているようである。なお、この収益事業課税は、上述したように特定民法法人、公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人のうち非営利型等に該当する法人に適用されるのであって、一般社団・財団法人のうち全部所得課税に該当する場合には営利法人と同様にすべての事業が法人税の課税対象となる。

「物品販売業」、「不動産販売業」、「金銭貸付業」、「物品貸付業」、「不動産貸付業」、「製造業」、「通信業」、「運送業」、「倉庫業」、「請負業」、「印刷業」、「出版業」、「写真業」、「席貸業」、「旅館業」、「料理店業その他の飲食店業」、「周旋業」、「代理業」、「仲立業」、「問屋業」、「鉱業」、「土石採取業」、「浴場業」、「理容業」、「美容業」、「興行業」、「遊技所業」、「遊覧所業」、「医療保険業」、「技芸教授業」、「駐車場業」、「信用保証業」、「無体財産権の提供等業」、「労働者派遣業」

### 3. 収益事業の区分経理

法人税の申告にあたっては、法人税法上の収益事業に係る所得金額を計算する必要があることから、一の法人における取引について、収益事業から生ずる所得に関する経理と収益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理とに区分することが求められている。ここで言う「所得に関する経理」とは、単に収益及び費用に関する経理だけでなく、資産及び負債に関する経理を含む。そのため、公益法人としては一の人格であるにも関わらず、収益事業から生ずる所得に関する経理を区分するために特別会計制度を採用することが要請されている。ここで注意したいのは、法人税法上の収益事業は、特例民法法人における行政指導監督上の「公益を目的とする本来の事業」であるかは問わないということである。仮に特別会計制度を採用していたとしても法人税法上の収益事業を独立した特別会計として区分経理していない場合には、法人税法上の収益事業を別途集計する必要が生じるのである。

法人税法上の収益事業と非収益事業を兼業している法人が、その保有する全ての資産を収益事業の用に供するものと非収益事業の用に供するものとに区分経理するのは実務的に



非常に困難であることから、いずれに属するかが明確である場合を除き、一の資産が収益事業の用と非収益事業の用とに共用されているときには、すべてを非収益事業に属する資産として区分経理して、その資産について生ずる費用の額のうち収益事業に係る部分の金額をその収益事業に係る費用として経理することも認められている。したがって、公益社団・財団法人に移行した場合であっても認定法上で貸借対照表の区分経理を要請されていない場合には税務上も許容されると考えても問題ないだろう。

#### 4. 会計上と税務上の取扱いの相違点

法人税の計算は、会計上の収益費用から導き出される当期正味財産増加額（当期純利益）をベースに行うことから、決算手続きにおけるすべての作業の中でも会計が固まってからになるので後半の作業と位置付けられる。具体的な計算方法としては、法人税法上の収益業から生じた会計上の当期正味財産増加額（営利法人で言う当期純利益）に会計上と税務上で取扱いが異なる金額を調整して税務上の所得金額を計算することになる。法人税法は会計上と税務上の取扱いの相違点を規定しているが、そのすべてを理解するのは困難である。そこで本稿では通常の会計処理を行った法人の法人税申告書で行われる調整項目を紹介していく。

##### (1) 加算項目（課税所得を増加させる調整）

会計上の処理で費用として計上されたもののうち、税務上の損金に該当しない場合において会計上の処理を修正するための処理である。

###### ① 各種引当金の繰入額

退職給付引当金、賞与引当金、修繕引当金などの引当金は、会計上の取扱いであって税務上は費用として認めていないために費用処理した金額を調整する必要がある。

###### ② 未払法人税の計上

会計上はその事業年度に係る法人税等も発生主義の見地から未払計上することを要請しているが、法人税を計算するにあたって未払いの法人税等が損金になることはないので費用処理した金額を調整する必要がある。

###### ③ 減価償却費の過大計上

会計上の減価償却費が税務上の減価償却費を超えている場合には、その超過額を調整する必要がある。このような処理が生じるのは、過去の償却不足を一括費用処理した場合、税務上は資産計上すべき支出を会計上は一時の費用として処理した場合などがある。なお、会計上の減価償却費が税務上の減価償却費に満たない場合には調整が不要となる。

###### ④ 棚卸資産の計上もれ

公益法人会計基準が平成 16 年基準から損益計算中心となったが、それまでは収支計算中心であったことから、商品などの棚卸資産についても支払時に費用処理する慣習が定着している法人が多い。そのため、商品などについての棚卸を実施して在庫を資産計上

することを失念している場合には在庫を認識する必要がある。

#### ⑤ 寄附金の過大計上

寄附金の損金算入限度額は、その事業年度の所得金額をベースに計算することから会計上の処理を税務上の限度額と一致させることが困難であり、過少計上しない限り調整が必要となる。この場合における寄附金には外部へ支払った寄附金の他に、収益事業から非収益事業への会計間取引もみなし寄附金として損金算入の対象となる。公益法人等における寄附金の調整は、みなし寄附金であることが殆どである。

法人格	損金算入限度額
特定民法法人	(寄附金調整前の所得金額+寄附金の額) × 20%
公益社団・財団法人	(寄附金調整前の所得金額+寄附金の額) × 50% *公益目的事業の実施のために必要な金額と認められる金額が上記算式により算定した金額を超えるときは、その公益目的事業の実施のために必要な金額が損金算入限度額となる。

#### ⑥ 有価証券評価損の計上

公益法人会計基準では、満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち、市場時価があるものについては時価評価を要請しているが、税務上は評価益は認めず、著しい時価の下落ではない場合の評価損も売買目的有価証券に限定されている。そのため、有価証券についての評価差額は調整の対象となるケースが多い。

### (2) 減算項目（課税所得を減少させる調整）

過去の事業年度において加算調整した項目の解消による調整が多い。

#### ① 加算済みの各種引当金を取崩した場合

各種引当金を計上した場合に申告調整により加算し、その引当金の取崩事由が生じたときには減算の調整が必要になる。退職給付引当金であれば退職金の支給であり、修繕引当金であれば対象修繕の実施により取崩しを行うことになる。

#### ② 法人事業税の損金算入

法人事業税は申告書を提出した事業年度において損金算入することが認められているので、未払計上時点では損金に算入することができないが、翌事業年度になると申告が済んでいることから会計処理に関わらず損金算入が可能となる。

#### ③ 過去の過大減価償却費の認容

過去に減価償却費の過大として加算処理した金額がある場合において、その該当資産の会計上の償却費が税務上の償却限度額に達しないときには、過去に加算した金額のうち、その達しない金額を減算することができる。

#### ④ 棚卸資産の計上もれ認容

前事業年度において加算した棚卸資産がある場合には減算する必要がある。棚卸資産が毎事業年度末において計上し直す必要があるためである。

【別表四との対応関係】

区 分		総額	番号
当期正味財産増加額（当期純利益）		××××	
加 算	退職給付費用（引当金繰入）	××××	(1) ①
	納税充当金（未払法人税等）	××××	(1) ②
	減価償却超過額	××××	(1) ③
	棚卸資産計上もれ	××××	(1) ④
減 算	修繕引当金認容	××××	(2) ①
	納税充当金から支出した事業税等の額	××××	(2) ②
	減価償却超過額認容	××××	(2) ③
	前期棚卸資産計上もれ認容	××××	(2) ④
仮 計		××××	
寄附金の損金不算入額		××××	(1) ④

おわりに

特例民法法人、公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人のいずれにおいても法人として事業活動を行う限り税務上の取扱いを無視することはできない。公益社団・財団法人となっても公益目的事業が法人税法上の収益事業に該当しないことにより収益事業の判定によるリスクが軽減されているくらいで、収益事業等を行っていれば申告義務もあることから特例民法法人であったときと大差ないと言える。公益法人の実務担当者は営利法人の実務担当者と比較すると法人税などの「税」に対する認識が希薄なケースが多いように感じる。最近では公益法人への税務調査も増え、公益法人の税務に精通する調査官に当たると本質的な判断が覆されることも想定される。近々のテーマである移行申請は法人格を選定する最重要事項であるが、税務上の取扱いも合わせて慎重な判断が求められる。